別表1

区分	施設種別
1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に基	乳児院
づく次の施設等	母子生活支援施設
	児童養護施設
	助産施設
	保育所
	児童厚生施設
2 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に	婦人保護施設
規定する婦人保護施設	
3 学童クラブ事業実施要綱に基づく施設	学童クラブ
4 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3	自立援助ホーム
第1項に基づく施設	
5 児童福祉法(昭和22年法第164号)第6条の3の	小規模住居型児童養育事業所(ファミ
第8項に基づく施設	リーホーム)
6 子育てひろば事業実施要綱に基づく施設	子育てひろば (一般型、連携型)
7 東京都認証保育所事業実施要綱に基づく施設	認証保育所(A型、B型)
8 認可外保育施設に対する指導監督要綱に基づく施設	認可外保育施設
	(10及び居宅訪問型保育事業を除
	<)
9 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3	家庭的保育事業実施場所
第9項、10項、12項に基づく施設であって、第34条	小規模保育事業実施施設
の15第2項の認可を受けている施設	事業所内保育事業実施施設
10 家庭的保育事業等実施要綱に基づく施設	家庭的保育事業等実施場所
11 東京都病児保育事業実施要綱に基づく施設	病児対応型・病後児対応型実施場所

別表2

1 事業内容	2 補助対象経費	3
2 3/3/01 7 1		3 717074 12
耐震診断	施設利用者の安全	別に定める補助対象面積に別に定める補助単価を乗じて得
	を確保するために	た額と補助対象経費の実支出額(ただし、総事業費から寄
	必要な建物の耐震	付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はそ
	診断費(目視等に	の額)とを比較して、少ない方の額に5分の4を乗じて得
	よる簡易な耐震診	た額
	断費を除く。)	